公用後會 巻一 上

15
1212
4

15
1212
4

簑笠瀧澤翁隨筆

玄同放言

東都書肆　文溪堂梓

著作堂書之記

玄同放言

玄同放言第二集目録

○卷三、上

人事、部二

第二十九　姓名稱謂

真人　朝臣　道、師　宿祢　間人　首
連　大臣　大連　縣主　造　姓、和訓
直　村主　天神地祇天孫　大神氏　平氏
無姓氏　人麻呂
皇別藤氏　源氏　枕本氏　人名、音訓
同名異人　取儒佛名号、取書名、　屎為名、　緣氏取名、
六親為名、　無等類名　賜悪名、　稱呼謬為二罪人一　手児名
不祥之名　取父祖尼名、諱名之制　丙景世代
恣取官名　大樹　屢
嗚呼者

第三十　宋、陳彭年ガ　綽ノ號

第三十一　久米、仙　吉野山賽仙　附

○卷三、中

人事、部三

第三十二　壽算

武内宿祢　木兎宿祢　上古、聖壽　唐山、人壽
僧常燈　僧尊饒　道守東人　尾張濱主
村上刀自女　右府藤原實資　從一位倫子　僧正明尊
從七位源氏　北山准后　老嫗置目　左府多治比島
文室淨三　衛武公　志賀隨應　渡邊幸菴
江村專齋　百姓滿平　僧禪修　七兵衛

第三十三 尼妙圓 尼清圓 尼妙海 松村生 智昌院並二真中氏
唐九老 天朝前後尚齒會 睢陽五老 菩英會十二老
壽之上中下 不惑知命 毘騫國長頭王 追加麻々呂
志賀隨應並二長命寺善修真蹟各一頁附出 追加石川丈山
妙圓石地藏圖附

第三十四 藤原經房

第三十五 小松内大臣 平重衡並二北條時頼微行餘論附

第三十六 狄青錢卜

○卷三下 人事部四

第三十七 渡江達磨 和漢智戰附

第三十八 仁和寺兒法師

第三十九 藏法師

第四十 白幽子異傳

第四十一 詰金聖歎 水滸傳像贊附

第四十二 酒顛童子

第四十三下追加 源範頼 東光寺蒲櫻並二古碑附

別録 前集補遺正譌 共二八箇條

第二集三卷一十六編 附録追攷正譌 共二十二條 寫字二頁

畫圖五種其第二十九編以上於二前集總目録中一可レ見レ也

玄同放言第二集目録終

追加引書目録

神皇正統紀 皇統紹運録 公卿補任
江家次第 愚管鈔 賊盜律
日本逸史 中右記 聖德太子傳曆
古語拾遺 保曆間記 江濃記
甲陽軍鑑 將軍譜 東國太平記
新編東國記 本朝三國志 竹取物語
落窪物語 袋草子 徒然草
今昔物語 古今著聞集 奇異雜談集
鉢加通伎草紙 下學集 書言字考
山州名迹志 雍州府志 摂陽群談
宇比麻奈備 翁草其蜩菴杜口 雪齋紀事
老人雜話 幸菴對話記 久左牟須備
夜船閑話 櫻陰腐談 常山樓筆餘
姓氏解 東海談 四李草
好古日録 玉加都 挂林漫録
畸人傳續畸人傳共二部 河社 神社考
元亨釋書 念佛三心要集 今撥鈔

百番謠 殺生石 俊寛 白樂天 共ニ三本
禮記 並ニ大學
北史
孔子家語
韓非子
劉向列仙傳
漢武内傳
述異記
楚辭後語
列仙全傳
西湖遊覽志
清張庚國朝画徵録
唐高僧傳
祖庭事苑
僧祇律
雍正版水滸傳
水滸傳解 第二編抄譯 共ニ二部
通計一百八部。前集所録引書一百九十部。共ニ二百九十八部。

酒顛童子繪巻
晉書
隋書
列子
楊子法言
劉向説苑
阮籍莊論
唐柳河東集 一名柳文
氏族博考
日知録
人海記
佛説仁王經
唐續高僧傳
無門関
三國志演義
飜刻忠義水滸傳
封神演義
通俗水滸傳

東岡舍遺稿
宋書
宋史
墨子
博物志
穆天子傳
袁中郎廣莊 出ニ秘笈ニ
攷古質疑
宛委餘編 出ニ四部稿ニ
續文獻通考
智囊全集
唐梵千字文
宋高僧傳
大智度論
順治版水滸傳
水滸傳画像ニ本
通俗水滸傳

玄同放言巻之三上 第三本

第廿九人事　姓名稱謂　荏土　瀧澤解瑣占甫著

近曾姓氏を略解せしめ、吉田兼右卿の官職難義より氏のすあり、白石翁の人名考より訓詁の辨あり、安齋翁の秋草上巻中も亦姓名の編あり、今古比差別を論じたり、この他宇野明霞近江人・ゲ姓氏解一名、弁ハ和漢の氏族を併論せり、異朝のすべて精細なれども、天朝の姓族を釋せ漢おろかなるもの多くバ僻るも亦多くり、かれべとの言多くて訛謬も少くバ、その善ものを疎漏ふくかほ姓源を究るゝ由あり、余も亦前版燕石雜志名字のすを論じたれども、今ハ異べ浅ろあり、且悞まるとなきまあらんと考證を前中も抄録ども、後ひとしもあらべ、天朝の萬姓、その淵源遡ありことを神紀より考るゝ或ハ神歸ろ出るあり、連峯撰筆

れあり。或ハ職官ゝ来るあり。朝臣・直・村主・造等是なり。便是事物紀原公式・姓譜部・姓曰
通曆洎帝王五運歷年記人皇之後有五姓七姓十二姓紀
則姓之始疑起於此氏族博考引通志曰得姓受氏有三十
二類第一云云第二云云者亦この類なり。かくもども唐山ハ秦漢以降
その姓氏いとゝ紊れく本邦の姓族とその義異なり。天朝ハ中葉より姓族の
制度損益あり。さばれその唱を更め玉ひぬ。天武天皇の十三年冬十月詔あり。諸氏ハ
三年冬十月君の姓を改ゝ公とし。伊美吉を忌寸とし。光仁天皇の宝亀四年ハ阿曾
美を朝臣とし。文徳天皇の齊衡三年ハ又忌寸を改めく伊美伎の姓を賜ふとい
へり。今もなほその唱ハ昔より異なるべくもわ〳〵紛ゝ古言を解こと容易からねば。
これを定るハ註するのみ。ゆゑに年来ゆゑを潛め心をあるハ苦めく十の二
三を考へ得たり。書紀廿九天武紀曰十三年冬十月己卯朔詔曰
更改諸氏之族姓作八色姓以混天下萬姓一曰真人二曰
朝臣三曰宿禰四曰忌寸五曰道師六曰臣七曰連八曰稚

置謹按ずるハ真人マヒトを賓ヒンとし。此云来賓礼比登。ありあれひとをまひとといふハ辞の省ゝ
ゝ取興賓天子之義以命之この故ハ諸王皇親あるゝ所のゆゑこの姓を
賜ふ。紀真人ハ萬姓の上首なれども後ハ朝臣の姓の殿ゝ累世執改るか
ら遂ハ真人の上ハあり。拾芥抄姓戸部ハ朝臣を第一とし真人を次に置ゝ皇親諸王中も
朝臣の姓を賜りて真人の姓ハ稀ハあるめ。第二朝臣ハ大臣あり。大臣此云阿曾美
玉加都麻巻ハかゝるの朝臣ハ吾兄臣といふすあり云云とゝりあもうあべくれ
ど。證文を引ざるべからず。亡友蒲生秀實云朝臣ハ大臣之大の字に
阿の訓あり。ゆゑに大兄あるハ大姉といへり。この説ハ従ゝ今按ずるハ神武紀ハ大をあ
と訓ゝ。あるハ賛美のと葉なり。漢文ハ大哉とかくゝ合へり。再按ずるハ成務紀曰三年春正月癸
酉朔己卯以武内宿禰為大臣先朝為棟梁臣今改為大臣是朝臣の姓源
なるべ〳〵何とあれバ職ハ大臣大連姓中ハ大忌寸大宿禰氏中ゝ大中臣大神
ゝど大字を被せ玉ひもあれど。貴姓の朝臣ハ大朝臣なれハ朝臣の朝ハ大の義

あきらかにし又前輩の説は朝臣ハ朝廷の臣とふるゆゑ漢語なりとす後は和訓を
つくるとき朝夕の意を借りてあさなんの反ゆゑあそんとよまるゝことゆゑ僻説なり唐山も
朝臣といふゆゑ朝廷の臣なるよし朝臣のうハ蔡邕獨斷ハ姓の朝臣ハ彼義と異ゆゑ
文字ハ漢の熟字を假りともいへども言語を宗とするゆゑ字義ハ因て
釋あのみ傳會あり又職の大臣ハ和名類聚鈔宮職部職ハ於保伊萬
宇知伎美と訓ずれども後世の唱和訓類林於部引皇極紀云
大臣於裒於美玉加都麻巻一ゆゑ亦云大臣ハいふゝへハ意富於美と
唱て臣とふ尸ハ大とふ言を加へくるゆゑなりとい云第三

宿祢

ハ輔佐輔佐
此云須計あり何とかなるべきの反けへんけをへんけをとかなるを祢と忘と横音かよへり
よりてをゝをゝをと唱ふ即ちけこの姓源ハ少彦名命なり須久奈
輔佐のうゝくことを通て彦名ハ矮人矮人此云比久野人をとゝ大人をおとゝ
ふが如ゝこの神ハ身體いと細小なれば高皇産靈神の指間ゆ漏墜ちて

とゝいふ神紀一書の説なり又少彦名命ハ大巳貴尊を佐けて天下を經營ゆゑ
輔佐矮人命と稱ずるなり亡友秀實が職官志を編るとき屢吾廬を訪て
職名姓氏の事實をとゝ討論せしをありうそのとき秀實が説ハ宿祢ハ宿衛
おとねと横韻通て後世侍從の官ハ如ゝとやう余これを否ゝそハおもく漢語
古言ハ叶ふべくもあらず猶考べしと答うれかくく秀實沒りて後あまたの愚考を
得たりぶあを彼友の在ゝ日よえ示さざりるをいとく遺憾に堪ず蒲生
俗字伊三郎・號修靜菴・下野宇都宮人・嘗受業於同郷石橋鈴木翁後遊學江戸僑居駒込吉祥寺門前後卜居石町病坊著九志未成文化十年癸酉秋七月五日沒年四十七葬于根津龍與山臨江禪寺所云九志著神祇志・山陵志・姓族志・職官志・服章志・礼儀志・民志・刑志・兵志是也山陵志一卷刻於家其他稿不猶在今不知落於何人之手嗚呼可惜焉
又前輩の説ハ宿祢宿尼少名ハ都ゝのうべしとのゝ定るゝるゝ
ざるゝ宿祢又足尼とも書ゝまるまれ輔佐の假名なれば異なるべくもあらず
のゝいひくハ何のゝとも解ざゝその人もいまゝ考へ得ざゝるべゝ第五道師ハ

説苑辨物篇、其在家則父為陽而子為陰、其在國則君為陽而臣為陰、その義おのづから響り、

字の如し。大和画師、黄書画師、百済画師などの數姓あり。第六[臣オミ]は字の如し。君を神とし、臣を鬼とするきとかと通へり。きとは陽と、やとみと横音通へり。あるいはあるよは陰と、蓋君臣尊卑の等あり。[使主オミ]も亦同訓なり。君臣佐使の意を借りて、使主と、即臣と訓義は右に全し。第七[連ムラジ]は守護守護此云毛里。大連を大守なり、むとものと通へり。らとりの反りなり。この姓源は大巳貴神より出でたり。大巳貴又作大物主、大國主、古事記作大穴牟遅、萬葉集作大汝、並同訓。は猶大連とのごとし。大國主と書くこも假借なり。その義猶相近し。この神あまねく天下を管領せり。大守の義によりて後世親王の任國を大守と唱へ、諸臣の守なるものを大守を冠らしめ、職これの由なり。かくてこれを許させ給ふ。職の大連はその任重く連はその姓高貴なり。後世の制度は國守は五位六位の人これを任ぜらるべし。又姓の連は後世職なり。唯姓と職のみなり。連は人名なり。天智紀は大臣蘇我臣連子あり。天武紀は馬飼部造連あり是なり。允恭天皇の御宇より以来數朝大臣と大連を執政の

美稱なるべし。大連とのみいへば、守護の義なり。大連と同じくしてこの故に天武紀制連の姓は迫は宿祢の下にあり。大巳貴少彦名を姓源とせば連の姓は宿祢の上にあるべし。理りあるべし。さもあらば大守と守護の等あれば、物主・少那は後世の守と介の如し。むらじは連字を借りて連比属續の意なるべし。秀實は連帥の連として大連は武官大臣を文官なるべんと。文武の差別はとあれかくまた連帥の辨は字義に從べし。又前輩の説は連は村主なるべしと。甚しき誣罔なるべし。はいぞよは大物主命を、オホモノヌシノミコトと讀み、大國主命をオホクニヌシノミコトと讀む非なり。大物主も大國主も共に大穴牟遅の別名なるべし。その明證は新撰姓氏録に大物主命と書きたり。壁は姓の村主の主をりと訓しなれば大物主、大國主の主もなどの音なるをちの通りなり。讀むべし理りあり。さもとむとかとへば物主はむちぬしと横音亦かよへば國主はくにぬしと大を横音とよむべしは大穴牟遅の異辭なり。姓氏録第十三巻は姓の大國主も亦大穴牟遅命亦名謂鞏彫色許男神とのたまへり。これは由まことに大國主と大穴牟遅はその訓異なるべくして別なれども、ものかの一説のごとくもあるべし。古事記は大國主命亦名大物主命とあるのみにて假名つけたるは非なるべし。又按ずるに大臣は成務天皇の御宇より始まりて唱へたるなり。かくて左右は

舒明皇極の御宇なるべし。孝德天皇の御宇より始まりて唱へたるなり。かくて大臣を置せ給ひしなり。後世は便宜に隨ひて漢音は呼做せしなり。和名抄官職部

大臣を。於保伊萬宇智岐美と訓しられども正しき和名あるべしといふべし。何れ無と萬と通へり。志と智と横音亦通へり。萬を音便なく萬宇と引き羅を省きて宇智岐美とのべれば於保伊萬宇智岐美は大連公と和訓あるべきなり。玉加都麻・麻閉都岐美とあるを云云とのべれど。當初大連と大臣の美稱を被せられし彼も此も唱やすきなれ詳なり。萬宇智の義はいまくと詳なるぬれども。大臣の和名あるべきを疑べし。和名鈔に大政大臣を。於保萬豆利古止乃於保伊毛乃萬宇須豆加佐と訓しなり。和訓を旨とせし世なりとも。なほ唱やすくて。恒の稱呼は便なるべし。前輩も職名の和訓は。又按るに真人は姓なり前は氏なり。又人名なるべしと。後はつけるなるべしとのべり。

用明天皇の皇后を穴穂部間人皇女とあらし。書紀。用明天皇元年。及推古天皇元年。夏四月の條下にあり。穴穂部べのその乳母の姓を取て。間人は皇后のなん諱なり。又推古紀に間人連塩蓋といふ者あり。十八年。冬十月。新羅任那の使。筑紫の條下にあり。この間人は氏。連は姓。孝德紀に間人連老あり。五年。春正月の條下にあり。間人連は姓氏。老は名。この三間人を。天武天皇。真人の姓を作らく。皇親に賜へし已前にあり。これより下は。天武紀に。栗田朝臣真人あり。十四年。五月の條下にあり。栗田朝臣は姓氏。真人は名なり。當時天皇のなん諱を。天淳中原瀛真人とまうしれども。當朝。真人の姓を制作しことを皇親に賜へ且この臣下に真人を名とせるこの時。なほ至尊のなん諱を避もとの制度なれば。この後續紀。孝謙紀に。雀部朝臣真人あり。天平勝宝三年。七月の條下に。雀部朝臣は姓氏。真人は名。是のごとなるべし。新撰姓氏錄。第二巻。第六巻に。間人宿祢。間人造の姓を出せり。間人は氏。宿祢造は姓なり。和名鈔。國郡部。丹後國。竹野郡の郷名に。間人あり。訓詁遠。右の間人を。刻本の書紀。及姓氏錄。和名鈔に。ハシウトと傍訓しなれども。マヒトと讀べしゆるくて人名に。間の字をハシと讀ること例なし。譬ば天戸間見命。天津彦根命の子なり。御間城入彦五十瓊殖尊。崇神天皇諱。なべて間の字をまと讀こと。まいまれる上略之姓の真人をもまと推せば。間人も賓の假字なるべし。又按るに。宿祢も亦人名なり。姓氏錄に。大足尼命は高亀命十二世の後なりとあり。只是のごとくなるべし。

天皇の勅諱を雄浅津間稚子宿禰とあらせる。稚子宿禰は今俗の若之助と同意。應神紀に小泊瀬造祖宿禰臣あり。臣は姓宿禰は名。應神十二年に名を賢遺臣と賜ひしに、同紀に飛驒國に有二人一曰宿儺一其為人一體有兩面各相背項合無頂云云。仁德天皇六十五年の條下に持統紀に佐味朝臣宿那あり。三年六月の條下に宿禰と宿儺も宿那も宿禰と同名なるべし。

再按古語拾遺に淨御原朝改天下萬姓而云云其四曰忌寸以為秦漢二氏及百濟文氏等之姓これらも忌寸は帰化人なるべしとあり。

第四 忌寸 第八 稲置 は未詳。且試に忌寸は帰化伊無計。帰化は此云伊無計。到向也。なるべき決。この姓は諸蕃に多かれども考へ釋べし。後釋べし。右は姓の外に姓氏録に載る姓首直村主縣主造ホあり。枚挙に遑あらず。又知るべし。

首 トオホ は大人 大人は此云おほとよく大人に首字を借りる。是義訓。大人は人名に多かれども。ホに直 キ は君。君は公と通用せ。直は正也。君は猶正 正は此云かみ 加美 とかみの如し。これも亦義訓。昔より姓の直を價直の直と謬見るべくアタヒと讀来れるを悞とする明證は。

新撰姓氏録。第五巻。右京皇別。佐伯直の條下に云。姓氏録云。提要。伊許白別命云云。以状復命天皇應神。認曰。宜汝為君治之。即賜針間別佐伯直姓也。佐伯者前に賜姓。直謂君也と注せるを照べ余が言の証ずるを知らんるを姓氏録に訓詁を施せり。この條を何とか直はいみかアタヒと傍訓せり。ぶるを甚しく。又この姓は君に直字を借用せる。公直無私の義を取れり。直は正なり。萬事正直ふしく公なるべし。又彼君子持直道直道公道也。而行者也とあるべし。ふるべく君は直字を借りる。又按るに姓の君公直を幾美と訓し官職の守正督首を加美と訓しれども。その義を則一なりきとかを通へり。きも亦かを。守正督首を加美と讀よりも加美を鑒あり。士廉の邪正を鑒く善政を行ふの義を取く加美とは即鑒。姓の公君直も。この意を得く解べし。繼體紀に筑紫君磐井が後世なりしぞ。筑前筑後守磐井が姓の君は臣の君なるべし。廢帝の時は君の姓を

改く公と云ひしハ君臣の君より約まり易ひ為わくもあるべし。村主リスクハ總領總領ハ此云須久利。須久利ハ須布流こくと云ふと横音通へり。まとると五音亦通へり書紀及續紀ハ見えたる筑紫總領吉備總領周防總領伊豫總領みなスクリと讀べし。天武紀ハ總領所也和訓須布流乃毛登あり總領を姓とハ村主ハ作りてスクリハ村字を借りて村落の意ゆく。スダクの中略ハ人主をりと讀ハ大物主の主ぬし。ちとりと横音通へり。村主ハ紀伊國伊都郡の郷名もあり。こもとをもスクリと云べし欽和名鈔九ゆて村主の訓詁闕う。又姓ゆて勝と書くもあり。これもスクリと讀べし。總領村主勝同訓ゆく職官と姓族の差別あり。村主勝ハ假字なれども同姓ゆてあるべし。おほ公と直と同訓ゆとどもその姓ハ別あるが如し。縣主ヌタノアガタハ字ハ如し。主ハ首也。首此云加美。努之ハ猶加美とふが如し。造ツコヤハ官掌官掌ハ此云美耶通加佐。ある べし。かこ相通ス下略。又字義ハ由く釋バみやハみやびの下略。即秀ツハ助辭ところ相通ふ。ふどの下略。即ち才と秀才を此ゆてみやことふ。下ある禮記の文ハ照く

ふべし。又職の造ハ二色あり。國造伴造是ハ伴造ハ部官奴あるべし。令義解篇目云官奴正大同三年。併主殿寮職員令云官奴司正一人掌官戸奴婢名籍義解云依戸令官戸奴婢毎年本司色別各造籍二通是なり。みやつこと造字を借りて禮記第四王制云司徒論選士之秀者而升之學曰俊士升於司徒者不征於鄉升於學者不征於司徒曰造士註不征不給其繇役也造成云云とふるに合へり。今こゝ義の隨ハ釋バ國造の國ハ國學之造ハ成士之又大領領此云美安通加利ゆも通へり。孝德紀ハ少領をスケノミヤツコと訓ふるハ拠べし。類聚國史卷世五帝王部。延曆二十一年十二月庚寅鎮守軍監從五位下道嶋宿禰御楯為大國造大國造ハ大領ハ大國司ハ隷ふべ。職員令第二云大郡大領一人掌撫養所部撿察郡領事餘准此少領一人掌同大領是形。續日本後紀承和五年云云嘉祥二年閏十

二月庚午、先是紀伊守、從五位下、伴宿祢龍男與國造紀宿禰高継不悉云云、この記、詔ふ國造非國司解却之色而輙解却矣云云と、譴責玉ひ、令ふ大少領ハ國司ふ隷めらるべきこれ亦不徙於司徒といふのふ近しこれらよりして國造と伴造とその威柄の同うしてを知るべし、大約造ハ國造ノ本とその美稱を取て姓ゆ命られしこと

姓の和訓

かばねとは拾芥抄ふ姓尸と書て、又無尸姓ともいふ、尸を訓カバネと訓ふ、姓とかぞへハ異しとも玉ひ訛舛ハ玉ひ秋草巻之上姓名部ふ論ふ、今按ふカバネふ尸字を書るハ後人の所為なれども、姓の和訓かぞへのハ骨と通ず、と相通　續紀、十孝謙紀、天平勝寶三年、二月己卯、崔部朝臣真人ガ上疏ふ骨名と書て、新撰姓氏録の序ゆ氏骨と書て、骨字、氏ノ字ふかの訓あり、こを義訓ふて正しく姓の字訓ゆと知ハ景行紀ふ美濃國造名ハ神骨と

いふ者ふ、こを、四年、春二月の條ふあり、神骨ハ人の名なれども、姓の訓義を釋く證据とすべし、姓を神骨といふのふ、天朝の萬姓ハ神の御名ふ起る、又神世の職名をも取て姓とし賜へばこれを子孫ふ傳へて、譬バ人死ぬれバその形體ハ土ふかへれどもその骨ハ遺れり、姓ハその祖神の骨ハ如し、あるをそ姓を神骨といふべし、又髮骨の義ともいへど、髮も亦骨とあるふ朽ざるものこの故ふ姓ふ尸ノ字を書ものハみな後人の所為なり、あるいハ又漢字のまゝふ釋バ姓氏又氏族と熟しく、姓も族もその義一ニ、天子賜ハ姓命ハ氏諸侯命ハ族とて、是上古の制度ニ、姓氏の淵源ハ斑固白虎通巻三ふ論あり、明ふ至て王世貞宛委餘編十二四部稿巻百六十七ふ千家姓を輯録し、又その氏族の沿革来由を辯じて正字通丑集下・姓の下ふハ書禹貢、毛詩、左傳、前後漢書、唐書を引據し、氏の下辰集下ふ漢書、説文、風俗通、六書故を引て詳ふ釋たれども姓と氏の差別定なし、畢竟秦漢以来萬姓ものが隨わて、姓の外ふ氏あり、氏の外ふ姓あれば、本邦の姓氏とその義異ニかれば、こを引も

要するに、秦漢以来の人は姓氏ハこの土の苗字よりとしるれば、天朝ハ姓と氏の差別正しくこれを朝廷より賜らるゝハ、氏ハ私より改るものあり、それ将一字の損益も上表あらく請あらし免[illegible]を歴ざれば自由ならず、多治比を丹墀と、大枝を大江とあるが如し、亦是上古の制度、六七百年以降ハ苗字といふものゝ来つて、氏と苗字と混雑しく姓を唱るものゝ如し、姓氏ハありそもなるが如しあるハあるとも、昔姓氏の正しきも稀なり、姓の無ものゝ、そハ無姓者某と書き、三代実録、四十九・仁和二年冬十月の條下云、三日戊午、勅、无姓者、其名清実賜姓滋水朝臣貫右京一條、清実元来姓なきよりあらず、十余年以前、罪ありて属籍を削られ、その身庶人なりしかば姓氏なし、この日賜ひし滋水ハ氏之朝臣ハ姓之、又聞見の隨記録せるなり、姓氏のまれなるものゝ不知姓某と書とあり、中右記、大治五年十一月の條、廿三日云云、常陸清原、近宗安房不知姓実信云云、是ハ右よりそこなる清原ハ氏之、清原氏ハ真人の姓なるとも、この時世ハ苗字を唱るものゝ多くなりしかば、

氏のみ唱へ姓を省くが恒なりぬ、愚意かくの如くなれども、官禄あるもの及家譜連綿としてこれ正しきものゝよりあるハ姓を書とハ憚るべし、庶人ハ昔も姓なし、又按ずるに拾芥抄、中巻之上、無尸姓と題して、五十六氏の中ゝ天神、地祇、天孫とゝ姓あるハ、ものゝ、実熙公のみ、ありて、姓氏録の神系をゝ損し玉へる歟何とあれば、姓氏録ハ神別と題せるゝ、神世より別れたる姓氏あるゝ、神別中も天神より別れるあり、地祇より別れたるあり、天孫より別れるあり、これを亦分ゝるゝ、巻十一、左京神別上、右京神別中、天神藤原朝臣云云、大中臣朝臣云云、巻十二、左京神別中、天神大伴宿祢云云、佐伯宿祢云云、同巻、天孫出雲宿祢云云、入間宿祢云云、巻十六、地祇石邊公云云、狗人野云云、巻十七、地祇吉野連云云、大神朝臣云云と録しかゝ外ゝ天神、地祇、天孫とゝ姓氏あるとゝ、天神、地祇、天孫を姓ありと見玉ひしハ、まこと千慮の一失なるべしかん、又按

なる。**大神朝臣**を。オホカと傍訓らるたなべ。おのみをんと讀べ。書紀ゆゑ。大三輪と書り。神朝臣。神社氏もこれよ出る。新撰姓氏錄第十七巻。曰。大神朝臣。素佐能雄命六世孫大國主神之後也。初大國主神。娶三嶋溝杭耳之女玉櫛姫。夜未曙去不曾畫到。於是玉櫛姫績苧係衣。至明隨苧尋覓經於茅渟縣陶邑。直指大和國御諸山。還視苧。遺唯有三縈。因之號姓大三縈。又大和國城上郡の郷名ゆ大神ありこれをば於保無知と唱ふ。和名鈔巻之九。おほむちはおほなむちの中略。

平氏ハ軍書よ記せるの。桓武の皇子。葛原親王の子孫なり。新撰姓氏錄。編未進加云。桓武天皇男。一品式部卿。葛原親王。一男。大学頭從四位下高棟王。天長二年閏七月。賜平朝臣姓。貫左京貞觀九年正月。至大納言正三位。薨六十四歳。後高棟朝臣弟。無位高見王。男。高望王。亦賜姓平朝臣。是平相國入道下。諸平。祖。そゞ中よりの高望朝臣の後。世よあ〜りて。あの多〜。累世軍功あるとべかり。世俗ハこれよりて。平家とゆへべ。葛原の後裔よ限るとは。人りこの説考證也。平氏よ數家あり。源氏よ數流あるがごとし。その祖皇を掲るも。桓武。仁明。文德。光孝の四帝是なり。延長八年六月廿六日。藤原朝臣清貫。卿と俱よ清涼殿ゆく震死せ〜。右中辨内藏頭。平希世朝臣ハ。仁明天皇の御子。本康親王の男雅望王の子。也。親王の子。行忠王の男佐幹王ゆ。平朝臣の姓を賜ひ。見皇統紹運錄。及諸家大系圖第四巻。平氏譜。又文德天皇の御子。惟彦親王の孫寧幹王も平朝臣の姓を賜ひ。平寧幹ハ。惟世王。男也。見皇統紹運錄。世よあ〜りる歌人。平朝臣兼盛ハ。光孝天皇の御子。是忠親王の男興我王の孫。兼盛也。平朝臣駕行の男也。三代實錄。巻四十九。光孝天皇紀。仁和二年。秋七月十五日壬辰。山城守。從五位上。與我王。男。安平駕行。有本。内行。紫姫等五人。あの三家ハ。桓武以外の平氏。これのみ。平氏よ桓武の賜姓平朝臣。庶流なれども。葛原親王の子孫なるも亦多〜。萬多親王。桓武天皇。孫。葛原親王の弟。新撰姓氏錄。撰者〜。の子。正躬王の男。諸姪。十五人。三代實錄巻六。清和紀。貞觀四年。夏四月廿日戊午。勅。參議正四位下。行彈正大弼。正躬王。男。散位從五位下。住世王。兄。位繼世王。基世王。家世王。益世王。是世王。

経世王・尚世王・行世王・故従四位上・正行王、男・高蹈王・高蹈王・故従四位下・雄風王、男・定相王等十五人・賜姓平朝臣・先是正躬王抗表曰・云云・竊見宗門・賜姓者多・臣意所欲在平朝臣・請除非女子所有男・皆賜平朝臣・亦後諸姪等希望之・同預於此矣・云云・至是許之・賀陽親王・葛原親王・桓武天皇子・弟の後・辛身王・同書巻四・貞観十五年・九月廿七日己丑・左京人・辛身王・賜姓平朝臣・賀陽親王之後也・仲野親王・桓武天皇・葛原・萬多両親王の孫・茂世王の子二人・好風・貞文・同書巻廿六・貞観十六年・十一月二十一日丙午・従五位上・守刑部卿・兼行加賀守・茂世王・上疏請賜姓・男従五位下・好風等・姓平朝臣・云云・代望件・好風・貞文二人・賜姓平朝臣・云云・許之・詔・萬多親王の孫・正行王の子・高平・同書巻三十二・陽成・元慶元年・三月廿七日・癸巳・無位・高平王・賜姓平朝臣・贈一品・賀陽親王の孫・潔行王・同書三十四・元慶二年・十二月廿五日丙戌・無位・潔行王・賜姓平朝臣・二品賀陽親王の男・従四位上・利基王之子也・雄風王の男・平朝臣定相の弟・有相王・同書巻三十七・元慶四年・正月廿六日庚辰・左京人・文章生・無位有相王・賜姓平朝臣・従五位下・越中介・平朝臣定相之弟也・仲野親王の曾孫・遂良王・賜姓平朝臣・仲野親王・孫・従四位上・潔世王之子也・

親王の裔・安典王・同書巻四十七・光孝紀・仁和元年・二月八日甲寅・無位安典王・賜姓平朝臣・故二品仲野親王之後・従四位上・輔世王之子也・大凡この諸平ハ葛原親王の子孫よりあらはれかとも入道相國・淨海・及北條氏・織田氏・兵馬の權を執て海内を武斷せしかとも

この平氏の多かるも切のつゝなる勢ひあるべし・萬姓の中その文字ハ優美なる源平両朝臣よりまされり・平朝臣ハ平安宮の平をとれり

藤原氏

藤原朝臣鎌足公ハ子孫多くあり・藤原朝臣弟貞卿是なり・續紀・廿四・廢帝紀・天平寶字七年・冬十月丙戌・参議禮部卿・従三位藤原朝臣弟貞薨・弟貞者・平城朝左大臣・長屋王・子也・天平元年・長屋王自盡・其男・従四位下・膳夫王・無位桑田王・葛木王・鈎取王・皆・經時・安宿王・黄文王・山背王・并女・教勝・後合・従坐・以藤原・太政大臣之女・所生・特賜不死・勝寶八歳・安宿・王・黄文・王・謀反・山背王・陰上・其變・高野・天皇・嘉之・賜姓藤原朝臣・名・弟貞・かれば

弟貞卿の藤原氏なり。母氏の姓なり。あを皇別の藤氏といふべし。源氏は
嵯峨天皇よりあれど。文德。清和。光孝。宇多。醍醐。村上。花山。三條の數流あり。
ありもども中葉より清和の一流紛貞なりこれも亦おのづからある威德あるべし。源氏は
與天子同源といふ義を取り。命せられしと世の人北史第十六巻・列傳第十六・
源賀傳云。源賀西平樂郡人。私署河西王。禿髮傉檀が之子也。
云云。太武素聞其名及見器其機辯賜爵西平侯。謂曰。卿與
朕同源因事分姓今可爲源氏とのたまへるよりしかるべし。又按るに
續紀。十二。聖武紀。天平八年十一月丙戌。從三位葛城王從四
位上佐為王等請姓表曰。賜姓命氏或真人或朝臣源始王
家流終臣氏同書。十八。孝謙紀。天平勝寶三年二月己卯。典膳
正正六位下雀部朝臣真人等請改其祖巨勢大臣爲雀部
大臣。疏曰。遂冑名之緒永爲無源之氏。望請云云。

姓源の故事を取り。（後漢書。三代實錄。陽成紀。元慶八年。二月廿三日の叙位の條。散位從四位下源朝臣平とかく人名。その姓名かくの如し。續紀。日本後紀第十七巻。藤原朝臣藤ヶ谷とこの類。）清和より亞る。嵯峨。宇多。村上の三源も俗の
知られる多し。あを渡邊佐々木赤松等。影軍書より見れども。源氏は皇子の
必命せられて氏なるべし。花山。三條以後なるもあれど多かるべし考へべし。

柿本氏

は國史より
見れども人麻呂は漏れ。只その考据とすべきは萬葉集のみ。
時世は淨御原の朝天武。なりとかく。藤原宮の季文武。迄あり。平城の朝元明。
暨ざりしなり。萬葉集第二巻。
撰姓氏錄第七巻・大和國皇別。天足彦國押人命之後也。敏達天皇。
御世依家門有柳樹。為材本臣とかく。初は臣の姓なりしよ。天武
天皇十三年。十一月戊申。朔。大三輪。君等。五十一氏。ともに朝臣の
姓を賜ふ。書紀巻十九。
天武紀。小錦上（小錦上は冠位也。）柿本臣後。（見十年十二月條。）續紀。元明紀に

従四位下。柿本朝臣佐留。和銅元年。夏四月壬午卒ス。従。佐留。乃同人ナリ。聖武紀ニ。柿本朝臣建石。神亀四年。正月庚子。叙ス従五位下ニ。本位正六位上ナリ。柿本朝臣濱名。天平九年。九月癸巳。叙ス外従五位下ニ。十年。夏四月庚申。任ス備前守ニ。柿本朝臣市守。天平廿年。二月己未。叙ス外従五位下ニ。本位正六位上。孝謙紀。天平宝字元年。六月壬辰。任ス安藝守ニ。五年。冬十月壬子朔。補ス主計頭ニ。廢帝紀。天平宝字八年。春正月乙巳。叙ス従五位上ニ。柿本朝臣小玉。天平九年。十二月丁亥。叙ス外従五位下ニ。本位正六位上。孝謙紀。天平勝宝二年。十二月癸亥。叙ス外従五位上ニ。續日本後紀ニ。柿本安永。巻ノ十二。承和九年。十月丁丑ノ條下ニ云。諸司ニ有リ柿本安永者。利口之人也。自ラ憑ニ口倭ヲ云云。文德實録ニ。柿本朝臣枝成ナリ。見エタリ巻ノ三ニ。仁壽元年。十一月甲午。叙ス従五位下ニ。本位正六位上ナリ。通計七人之。これに柿本朝臣人麻呂を加へて。八人となるべし。又。人麻呂ニ同名多かり。續紀聖武紀ニ。阿保連人麻呂。巻ノ十七ノ。四丁ノ左右。五丁ノ右。陽侯史人麻呂。巻ノ十七ノ。廿三丁ノ左。孝謙紀ニ。阿倍嚴臣人麻呂。巻ノ十八ノ。三丁ノ左。石川朝臣人麻呂。巻ノ十八ノ。廿八丁ノ左一右。巻ノ廿九ノ。十三丁ノ右。巻ノ三十四。九丁ノ左。十六丁ノ左。光仁紀ニ。加茂朝臣人麻呂。巻ノ卅一ノ。卅丁ノ左。巻ノ三十三ノ。六丁ノ左。巻ノ三十七ノ。廿八丁ノ左。巻ノ四十ノ。二丁ノ左。四十丁ノ左。桓武紀ニ。出雲臣人麻呂。巻ノ四十ノ。五十三丁ノ左。續日本後紀ニ。文部人麻呂。巻ノ九ノ。六丁ノ左。伊蘇志臣人麻呂。巻ノ四ノ。六丁ノ左。類聚國史ニ。佐伯宿禰人麻呂。巻ノ六十六。五丁ノ左。通計九人之。これに柿本朝臣人麻呂を加へく。十人となるべし。又小説に。惡七兵衛尉景清が女人丸あり。かれども独柿本ノ人麻呂のミ名を高く。詠歌の德之。但史に漏るるを遺憾とするのミ。以下係ル人名ニ

國史に見れる人名ハ真名假名打まじりて書ける多かり。そが中に宇合ハ馬養。不比等ハ史。史ハ讀テ為ス文人ト。又姓氏職名之史。音同訓え。あるべきよしと。前輩より唯是のミあらじ。身挾身刺ハ。武藏也。三輪ノ君身挾。見ニ雄畧紀ニ。蕪我ノ日向。字ハ身刺。見ニ孝德紀ニ。赤尾ハ。緋魚也。吉備ノ赤尾。見ニ雄畧紀ニ。鹿父ハ家尊なり。菱城邑人鹿父。見ニ仁賢紀分注ニ。鹿父ハ人ノ名。倭ニ呼テ父ヲ為ス柯曾ト。飽田女之。芥なり。鹿木妻飽田女。見ニ仁賢紀ニ。粟田ノ朝臣飽田麻呂。見ニ續後紀ニ。尾輿之。鱶音ハ朕。和名乎古之。今俗ニ曰乎古あり。大連物部ノ尾輿。見ニ欽明紀ニ。此ノ他有リ作ル與志男事志者。皆鱶ノ假字。稻目ハ。黎明之蘇我大臣稻目。見ニ欽明紀ニ。瓊缶介閉之。鮸和名鈔ニ。鮸ハ音免。辨色立成ニ云。仁倍。一ニ云久智。あり。河内

臣瓊缶・見欽明紀・阿倍朝臣尒閉・見元明紀・

久僧ソク

ハ屎ありし錦織首久僧・見推古紀・此他名レル屎ヲ者多クあり・蘇我臣入鹿・更ノ名ハ鞍作・見皇極紀・是後同ノ名ハ多ク有・名者多有・

入鹿カイル

ハ解鮒浮布・二音・和名伊流可・

赤兄アカエ

ハ紅鬚あり・左大臣蘇我赤兄・見天武紀・

佐留サル

ハ。

頬垂ホタル

ハ蛍火・阿曇連頬垂・見齊明紀・

虫名ムシナ

ハ貉あり・石川朝臣虫名・見天武紀・

柿本朝臣佐留

猨あり・柿本朝臣佐留・見元明紀・

牟後閉ムゴベ

ハ齊也・波多朝臣牟後閉・見文武紀・持統紀・作羽田朝臣斉・分注云・斉ハ此云牟五閉・

武智麻呂フチマロ

ハ藤麻呂也・左大臣藤原朝臣武智麻呂・見聖武紀・武智・讀ヲ為ル多計知ト者非・藤原朝臣藤・見續後紀・巻十七・益別人也・

伊多智イタチ

ハ又作ル伊達也・鼠也・似・宿祢伊多智・見慶帝宿祢・孝謙後紀・

刀良トラ

ハ虎あり・秦カ良・生部虎・見孝謙後紀・

勝雄

ハ堅魚也・石上朝臣勝雄・見聖武紀・是後同名者多有・

作良サクラ

ハ櫻あり・紀朝臣作良・見續紀・

福良フクラ

ハ袋あり・淡海真人福良・桓武紀・藤原朝臣櫻麻呂・見類聚國史巻三十五・節婦福良女・見同書巻五十四・

この他猶多あり・さのみならず省略・近世の草紙物語ゆも・西行法師の俗名・佐藤憲清を義清則清とも書き・

曽我五郎時致を時宗とも書きるこの類多し・あるも亦・言語を旨とし・字義ゆ拘ざるしるべの遺事ゆどあるる・○古書を讀むゆ時世ハ定うゆ・人の姓名ゆよりてその時世も大ゆ推知るるものゆ・さればゆ人ハ名を今ゆ異ゆすべし・ゆど当時ハその名を同うするものゆ・ゆど同郷合壁ゆ同名の人ハ多ゆをゆて推知べし・大約六史ゆ見れる搢紳ゆ同名多ゆ中ゆも・

馬養カウマ

ハ巨勢朝臣馬飼・書紀・天武紀・文武紀・下・伊与部連馬飼・持統紀・下・作ル馬養・浦嶋子傳作・藤原朝臣宇合・續紀巻八・元正紀・養老三年・正月壬寅・條下・作ル馬養・其他作リ宇合・宇合即チ馬養・假字・俗讀ヲ為ル乃ち記・如ク北ト者ハ非ズ・正紀・文忌寸馬養・續紀・十三・聖武紀・調連馬養・同上・猪名真人馬養・續紀・八・元正紀・猪名・又作ル為奈・粟田朝臣馬養・同紀・船木直馬養・續紀・廿三・光仁紀・この他猶あるべし・

牛飼カウヒ

とゆ名も亦多ゆ・都努朝臣牛飼・書紀・天武紀・下・多治比真人牛養・續紀・十三・聖武紀・同十九・孝謙前紀・作ル多治比真人牛養・益同人也・大伴宿祢牛養・

同紀・大田部連牛養。同紀・守部連牛養。續紀、十四・聖武紀・土師宿祢牛勝。同上・紀、朝臣牛養。同廿三・廢帝紀・春日連牛養。同紀・本姓ハ達沙氏ニ・天平宝字四年・五月丙申・賜姓春日連。弓削宿祢牛養。同二十八・孝謙後紀・牛養牛勝。同訓ミあり。ねども類を載せ。この他、藤原朝臣鷹養。續紀、三十・孝謙後紀・坂上忌寸犬養。同廿五・廢帝紀・忍海原連魚養。同廿九・桓武紀・海原連魚養。同廿・桓武紀・書紀巻、廿五・孝德紀・間人連老。同紀・紀臣大人。同廿七・天智紀・氷連老。書紀巻、廿七・孝德紀・間人連老。同紀・矢田部連老。同廿八・天武紀・羽田公大人。同紀・知之子・大神君子首。同廿九・天武紀・宍人造老。同上・河邊臣子首。同上・調忌寸老人。

老ユ子老コオユ大人オトナ

ども名も多かり。

三輪君子首。同廿八・天武紀・羽田公大人。同紀・知之子・大神君子首。同廿九・天武紀・宍人造老。同上・河邊臣子首。同上・調忌寸老人。武紀・平群臣子首。同紀・宍人造老。同上・河邊臣子首。同上・調忌寸老人。同廿・持統紀・按續紀巻、一・文武紀・作ル調、伊美岐老人ニ・益同人也・田邊史首名。持統紀・又見ユ文武紀ニ・道公首名。續紀、六・元明紀・同人・元正紀・按印行、續紀・文武紀ニ脫セリ公、字其他作ル道君首名ニ・續日本後紀巻、四・承和二年・春正月癸亥・左京人・遣唐史生・道公廣持・路真人大人。同二・文武紀、賜ニ姓當麻道朝臣・條下ニ作ル道公首名ニ。同五・元明紀・布大臣行妻也・阿倍朝臣音那。同紀・巨勢朝臣

前名。同十二・聖武紀・穗積朝臣大人。同紀・矢田部老。同廿五・廢帝紀・榎井朝臣子祖。同廿三・光仁紀・大中臣朝臣子老。同紀・汙國連子老。同紀・伊勢朝臣老人。同四十・桓武紀・老人ヲ光仁紀ニ作ル子老ニ未レ知ラ孰カ是ナル文室真人子老。同廿四・光仁紀・同四十・桓武紀・石川朝臣乙名。同四十・桓武紀・廣井宿祢弟名。續日本後紀、四・通計。大人十一人・老四人・老人二人・子老七人・子祖一人・この他猶あるべし。按るに老ハ孝德紀・間人連老の下に分注して老此云於喻とあるべし。大人ハおとなと讀べし。印行の書紀及續紀に大人をウシ。老人をオキナヒトと傍訓するハたがへり。首名音那。乙名弟名。おとなの大人の假字。老人ハおきなと讀べきなり。翁と書るあるべし。是をもおきなと讀べし。子首ハ小老の假字なるべし。子老ハこおきなと讀べし。首名を大人ハ假るなり。姓の首をおほとと讀ハ省き名字を加へ。おとなと訓ハ。あの時世ハ俗よりの萬葉假名の行をもて人名を異字同訓のみ多し。且假名遣ひの正しきを考へべし。天武紀、下に忌部首音とよ者とあり。印本に名の首

中臣カウベと傍訓ふハ誤り。おもも前は録せ一子首は準もれバ老の假字なるべし。又元正紀は高田首久比麿あり。この久比ハ能の假名なるべし。又按ずるに萬葉集第六に大貳小野朝臣老及神社忌寸老とよめる者ともに老とのの類の名。彼書にも猶多かり。忌部首首と共に又四人老ハ通計八人之。

沙弥麻呂 ゆも同名六人あり。佐伯宿禰沙弥麻呂。續紀六。元明紀。阿倍朝臣沙弥麻呂。同十三。聖武紀。土師連沙弥麻呂。同廿三。慶帝紀。縣犬養宿禰沙弥麻呂。同紀。山口忌寸沙弥麻呂。同三十。孝謙後紀。昆解宿禰沙弥麻呂。同卅八。桓武紀。延暦四年。五月戊戌。改本姓賜高宿禰。是なり。

入鹿 も同名四人あり。蘇我臣入鹿。書紀。皇極紀。朝臣入鹿麻呂。殘缺後紀。五。同十三。粟田朝臣入鹿。同上。又見巻八。多朝臣入鹿。同書十三。二十。是なり。

蝦夷 も亦二人あり。蘇我臣蝦夷。欽明紀。皇極紀。加茂朝臣蝦夷。持統紀。

守屋 も亦二人あり。物部弓削連守屋。推古紀。大伴連杜屋。天武紀下。杜屋ハ守屋の假字。守屋ハ今の番屋のもと件の両人取くさの名とせり。續紀。光仁紀に云。天應元年。五月甲戌。伊勢國言。鈴鹿関、城戸。并守屋四関。始十四日。至十五日。自響不止。其聲如以木衝之。抑守屋。蝦夷。入鹿ハ逆臣なれども。尓後同名の者多かり。後世嫌忌の甚しきを似ざるもなり。

押勝 ゆも亦同名あり。河内馬養首押勝。欽明紀。藤原恵美朝臣押勝。慶帝紀。他。天武紀に縵造忍勝あり。押勝。忍勝同訓なれども。假名ハ異なれども同名なり。

清麻呂 も同名四人あり。田口朝臣清麻呂。續紀卅八。桓武紀。大中臣朝臣清麻呂。同卅。孝謙後紀。石川朝臣清麻呂。同卅三。光仁紀。和氣朝臣清麻呂。孝謙後紀。光仁紀。桓武紀。殘缺後紀。桓武紀。この中。和氣氏の婦幼ゆもなれハ精忠當時に凛然なれバ。亦二人あり。小治田朝臣宅持。續紀三。文武紀。大伴宿禰家持。同卅八。桓武紀。

家持 ゆも同名あり。池田朝臣黒主。類聚國史九十九。弘仁中人也。節婦春部君黒主女。同書五十七。ある大伴宿禰黒主を加へて三人なるべし。

黒主

猿 書紀十九。欽明紀。柿本朝臣猿。同十九。天武紀。續紀四。元明紀。ある猿丸大夫を加へ。

猨 ゆも亦同名あり。許勢臣猨。書紀十九。天武紀。續紀四。元明紀。

三人あるべし。猿丸大夫がごとき未詳。一説に柿本朝臣猿麻呂。是その人なりとも定めがたし。字比麻奈備に辨あり。この他土蜘蛛打猨、書紀景行紀。
紀、朝臣猿取、類聚國史六十六、紀朝臣田上之祖父也。あり。神紀に猿田彦、神猿女君あり。

貉ナシ 中も同名あり。石川、朝臣虫名、天武紀。刑部直虫名、光仁紀。この他、
仁明天皇の嘉祥二年七月廿九日の券書に辛國虫名女、好古日録上巻。あり。

雷 中も同名あり。小子部雷、書紀十四、雄略紀。雷、初名螺嬴、七年秋七月、詔使螺嬴捉三諸岳神、螺嬴乃捉神蛇以獻之。于時雷震虺虺天皇怕而避諸安殿。因改螺嬴名為雷。坂田公雷、同廿九、天武紀。
中も同名あり。中臣連正月、書紀二十五、孝德紀。正月王、又作牟都岐王、光仁紀。桓武紀、殘缺後紀、桓武紀。あの他、萬葉集第十六に、大舍人巨勢朝臣豊人、字正月麻呂。

正月 粟田臣飯虫、書紀廿五、孝德紀。

虫 なども名とせしも多き中に、阿倍朝臣頻虫、續紀十一、聖武紀。いとの名雅致ありなれども、意味ありしは孔子家語執轡篇。あり。倮蟲、倮蟲三百有六、長ずれば出ずるものなり。この他、縣主飯粒、書紀十八、安閑紀。東漢氏直糠兒、同十九、欽明紀。舍人造糠虫、同廿九、天武紀。あり。

意味なく名つけるなるべし。

福草 中も同名あり。島城福草、書紀廿五、孝德紀。神社福草、同紀。是あり。

鯨 中も同名多かり。六伴連鯨、書紀廿三、舒明紀。河内直鯨、同廿七、天智紀。民直鯨、同廿八、天武紀。廬井連鯨、同紀。粟田朝臣鯨、續日本後紀十六。大伴宿祢鯨、同上。刑部造真鯨、三代實錄七、清和紀。采女鮪女、書紀廿三、舒明紀。物部朴井連鮪、同廿五、齊明紀。吉士小鮪、同廿七、天智紀。あの他、萬葉集第十六に、土師宿祢水通字志婢麻呂とあり。この志婢も鮪の假名なるべし。考べし。

鯨 中も同名あり。

鮪 亦三人あり。八口

堅魚 なども名とせしも石上朝臣勝雄、續紀十一、聖武紀。河原毗登堅魚、同廿七、孝謙後紀。縣犬養宿祢堅魚麻呂、同廿七、安殖天皇紀。大伴宿祢雄堅魚、又作桓武紀。朝臣堅魚、殘缺後紀廿二。小堅魚、殘缺後紀廿二。伴宿祢真堅魚、類聚國史九十九、天長中人也。この他、豊岡宿祢真黑麻呂、續後紀廿二。この真黑麻呂の真黑も目黑堅魚のごとき人欲。目黑堅魚の名目は東鑑にもあり。

鯛 なども名とせしも凡直黑鯛、續紀廿九、孝謙後紀。

大中臣朝臣鯛取、残缺後紀十七、平城天皇紀、安倍朝臣鯛継、続後紀七、高道宿祢鯛釣、同八、この他、鯛身命、姓氏録十八、小鯛王、萬葉集十六、又、仁明天皇の嘉祥二年、十一月廿日、賣買家地の券書に秦忌寸鯛女、好古日録上巻あり、

鄒魚

ゆも亦同名あり、吉備品遅部雄鄒、書紀十、應神紀、難波玉造部鄒魚女、同十五、鴨朝臣子鄒、続紀孝謙紀十八、尾輿、書紀十九、欽明紀、蘇我臣輿志、同廿五、尾張宿祢乎己志、続紀四、元明紀、大神朝臣輿志、同六、元正紀、凡連男事志、同九、元紀、

鰌魚

ゆも亦同名あり、塩屋鰌魚、書紀廿五、孝徳紀、分注云、鰌魚、此云、挙能之盧、堺部宿祢鰌魚、同廿九、天武紀、

鯖

ゆも亦二人あり、紀朝臣鯖麻呂、続紀廿八、植武紀、田口朝臣佐波主、続後紀四、この他、林宿祢婆婆、残缺後紀五、植武紀、あり、

あゝ婆婆國の婆婆なるべし、この餘魚を、名とせしは衆多あり、枚挙は遑あらじ、按ずるに、魚は陰中の陽なれば、むゝ百官の名は、多く取るなるべし、

蠡海集、庶類、物曰、水族は、乃陰中之陽、何以知其然、欲云云、魚乃陰物而得陽氣多、故腹内生脬、以能浮躍、魚目晝夜不瞑、因知其為陰物而得陽多者也、とゝり、あの小をもて、大は譬は人主は陽、庶民は陰、百官は陰中の陽、加之諸魚天神御子に仕まつる故事あり、

古事記上巻、天津日高日子番能邇邇藝命、天降りまく、笠紫日向之高千穂之久布流多氣、に坐せる、底度久御魂、都夫多都御魂、沫佐久御魂等、猨田毗古命を送て還到る條下に云、乃悉追聚鰭廣物、鰭狹物、以問言汝者天神御子仕奉耶之時、諸魚皆仕奉白之中云云、後生の人臣、名を鱗介に取るもの多かるも、あまつよ縁くの変なるべし、又按ずるに、同書上巻、大穴牟遅神、欺まく、八十神に、焼れぬる段に云、神産巣日之命時、乃告訓黒貝與蛤貝比賣命、作活云云とゝり、鱗介をもて名とせるもあるなるべし、又按ずるに、

都宿祢腹赤類聚国史九十九・弘仁十四年正月叙位と乗宿祢鱒麻呂三代実録六・その名を等類とせん欤一説は腹赤は鱒と也今俗は鮭の子を腹赤子とも又一説は腹赤は地名なり肥後国玉名郡長渚は腹赤濱なり海濱ゆく漁取る魚を久尓倍とは腹赤は即久尓倍のすなわちその濱よりて名を得たりとも云ふ熟ら是を考べし江家次第巻之一元日節會腹赤奏の條下を考べし

儒佛名號

そもそも名とせる宮首阿弥陀書紀廿八・孝徳紀・我閑連阿弥陀續紀八元正紀・衣縫造孔子同三文武紀・文忌寸釋加同三・文武紀・大宅朝臣君子同十二・十三・聖武紀・船連夫子同十九・孝謙紀・阿倍朝臣子路同廿五・廢帝紀・縣犬養宿祢老子同卅四・光仁紀・等あり。あるいは兒戯に近しこの故なり。高野天皇神護景雲二年五月丙午詔曰入國問諱先聞有之況從今何曾無避見諸司入奏名籍或以國主國継名向朝臣名可不寒心或取真人朝臣立字以氏作字是近冒姓復用佛菩薩及聖賢之號毎經聞見不安于懷自今以後宜加更然昔里名勝母曾子不入其如此等類有先著者即改換務從禮典見續紀巻十九・と禁ぜられたりとあり。尓後圓融院の御宇に藤原朝臣伊尹公日本紀略六・あり。一條院の御宇に藤原朝臣伊周卿同書十・あり。伊尹周公旦を一字つ取たり是より先藤原諸葛三代実録光孝紀・あり漢の孔明が後姓を取たり又花山の朝に大江匡衡あり漢の匡衡を取たるなるべしかくこの類多名遥に降りぬ。一條院の御宇に江口の遊女小觀音今撥鈔・あり。高倉院の御宇に加賀の佛平家物語・あり。山城國淀河漁者弥陀二郎山州名迹志十五・あり。里見の家臣原田大佛之介菅野神五郎本朝三国志九・あり。これらの姓名軍記野乗中に猶あるべし。徒然草八十二段あり。連歌法師何阿弥陀佛十六夜日記に綴りて侯。藤原為相卿の母義阿佛尼甲陽軍鑑あり。武田孫六入道定佛なども入道せしもあり。某佛と号するもあり。

書名

を取る名とせしあり。長谷部文選續紀廿九・孝謙後紀・伴宿祢中庸三代実録清和紀・あり。特に甚しと云べし。

屎名

をもて名とせしあり

多かり。そは押坂史毛屎。書紀十七 用明紀。錦織首久僧。同廿二 推古紀。倉臣小屎。同廿八 孝徳紀。阿倍朝臣男屎。日本逸史 天長中ノ人。卜部乙屎麻呂。三代實録十七 清和紀。節婦巨勢朝臣屎子。同廿二 清和紀。下野屎子。同四十六 光孝紀 忍海山下ノ氏則カ妻なるなど。を異なる名なれども。時俗の習ひ。亦怪むに足らず。今俗に。平氏なるは。源を名とし。藤氏なるは。平を名とし。末子を太郎と名つけ。長男を二郎。三郎。五郎など名つけるなども。昔の人なほ在らんには。異みとおもふべし。（昔も二男を太郎と名つけしよし。小説には稀にあり。落窪物語巻の四に。父のおとゞ云云。兄の童におはしませ。司えらびとも。兄にはまさりて。此子を太郎になさせ給へと常にのたまひて。御名も弟太郎とあん付玉へりける。云云とみえれど。深なる草子物語を。證にもたるべし。おのれして愛子の事なれば。そをも此物語のみに限れり。）かゝる類はあらで。天武持統の朝廷より。文徳清和の朝廷まで。【縁氏取名】なるもの多かり。その類をいはゞ。都努牛飼。（都努ハ角也。角によりて牛を名とせり。）椋本猨。書紀。以上。椋本建石橋。諸兄。（諸兄ハ諸枝なるべし。）蓑笠麻呂。以上續紀。船小楫。山邊何鹿。（何鹿ハ丹波國の郡ノ名也。イカルガの略辞なれば。山に縁あり。）石川毛比。（毛比ハ水なり。）淡路三船。石川淨濱。加茂大川。石川魚麻呂。林山主。以上殘缺後紀。橘枝子。橘千枝。

橘百枝。橘時枝。橘末茂。橘枝主。以上續後紀。船湊守。石川橋継。御船賀祐。（賀祐ハ擢也。）以上類史。南淵永河。文徳實録。柿本枝成。橘信蔭。橘三夏。以上三代實録。この他猶あるべし。近来狂歌師の狂名といふものゝ。これに近し。氏に縁りて名を取るすら。唐人の名に縁く字せしに本つくる欤。譬ハ顔回字子淵。（阮籍荘論曰。通謂之川回。之淵。）仲由字子路。（按。由與能近。子路ハ能ノ一名也。然不載諸介雅。疑ハ取由之字以欲能ノ一名耳。）の如し。【六親】をもて名とせしものハ。坂本吉士長兄。皇極紀。額田部連甥。孝徳紀。百舌鳥長兄。同紀。佐々貴山君親人。續紀。聖武紀。文室真人古能可美。光仁紀。古能可美ハ兄也。この他。巨勢臣人。天智紀。多治比真人家主。聖武紀。あり。男子なれども女子めきたるは。小野臣妹子。推古紀。あり。【六史中無等類名】は。吉備弓削部虚空。雄略紀。秦吾寺。孝徳紀。白髪部鐙。同紀。難波吉士胡床。續後紀。忌部宿祢雲梯。類史九十九。石上朝臣雖。同巻。秋篠朝臣庚子。同紀十。あまりてハ絶く等類なし。【悪名】を罪人に賜ふもあり。孝謙天皇ノ天

平寶字元年。秋七月庚戌。勅問橘奈良麻呂云云。於是一皆下獄又分遣諸衛捕逆黨黄文改名多夫礼道祖改名麻度比大伴古麻呂多治比犢養小野東人賀茂角足改名乃志等並杖下死安宿王云云續紀廿孝謙紀廿黄文王は賜りし罰名多夫礼を戲と今俗ゴ。たいけといふのよおろかなべし。道祖王の罰名麻度比は迷と今俗まどつ紀をどいふ類あるべし。角足が罰名乃呂志は遲鈍の義と今俗よのろまといふよおろかなべし。のろまは傀儡師野呂松がつくれし木偶を野呂末人形といふよ起さといふのあり。野呂松よりなるべしあるべし。慶帝天平ありれども遲鈍をのろしといふよ古言あり。

寶字五年。三月己酉。茅原王坐以刃殺人賜姓瀧田真人流多褫嶋見續紀廿三。慶帝紀高野天皇神護景雲三年五月壬辰不破内親王有罪詔賜厨真人厨女姓名令莫在京中續紀三十孝謙後紀。厨女ハはくりめ。今俗はくりめ。紀女よりしかるべし。罰名はあれどこの厨女の似る名ハ平聊朝臣炊女あり。炊女ハ巻四十。恒武紀ニ見ル。三代實録巻四十七光孝紀山城国使一位平野神社云云。この炊女ハ神社ノ職名ニ。神護景雲三年九月己

丑和氣清麻呂賜名穢麻呂為因幡國貫外介未及之任所俄流於大隅國紀提要孝謙後仁明天皇承和九年秋七月庚申罪人橘逸勢除本姓賜非人姓流伊豆國續日本後紀卷十二。あるよりの非人ハ今の悲人の類まなあるべ。是非の非なり。維摩詰經不思議品曰。譬如人畏時。非人得其便。注。非人如羅刹變形為馬云云。呂氏春秋。疑似篇云。梁北有黎丘部有奇鬼焉喜效人之子姪昆弟之狀狀而道苦之丈人。有之而市而醉歸者黎丘之鬼效其子之狀而道苦之丈人。歸酒醒而謂其子曰吾為父也豈謂不慈哉我醉狂道苦之。我曰何故其子泣而觸地曰孽矣無此事也昔也往而責於東邑人往可問也其父信之曰諾是必夫奇鬼也我固聞之矣明日端飾飲於市欲遇而醉其真子恐其父之不能反也遂迎之丈人望其真子刺殺之明旦之市而醉其真子刺而刺之丈人云云。この奇鬼のごとく昔非人といふべし。とぞ。現狐狸化人ゟ變せしも。非人なり。逆臣の隱謀も。非人の所為なり。源平盛衰記巻四十六。義經始終事の段ゟ。此児打笑て云云。加様ニ文盲ノ身ニテハ。法師ニ成タリ共。非人ニコソアラメトテ云云。もぞく人なくなるぬと。非人といふなり。唐山

ゆくも。罪人の族を聚し。惡姓を賜ひしゆゑあり。三國の季より。吳の孫秀。晉の南頓公宗梁の豫章王綜。武陵王紀。隋の楊玄感ホみなその人なり。三國志。吳志。宗室傳。第六。孫匡傳云。泰子秀。泰孫匡子。秀即匡之孫也。為前將軍夏口督。秀公室。至親。握兵在外。皓吳主孫皓。意不能平。建衡三年。皓遣何定將五千人至夏口。獵先是民間僉言。秀當見圖。而定遠獵秀。遂驚夜。將妻子親兵數百人奔晉。以秀為驃騎將軍。儀同三司。封會稽公。江表傳云。皓大怒。追改秀姓曰厲。晉書。列傳。第二十九。汝南王亮。傳附云。宗即南頓公宗。字延祚。元康中。封南頓縣侯。尋進爵為公。云云。感和。初。御史中丞鍾雅劾宗謀反。庾亮使右衛將軍趙胤收之。宗以兵距戰。為胤所殺。誅其族。為馬氏。宗晉室宗親。司馬氏。故誅為馬氏。梁書。列傳。第四十九。豫章王綜。傳云。綜字世謙。高祖第二子也。天監三年。封豫章郡王。邑二千戶。五

年云云。普通六年。魏將元法僧。以彭城降。高祖乃令綜都督衆軍。鎮于彭城。與魏將安豐王元延明相持。高祖以連兵既久。慮有釁生。敕綜退軍。綜懼。南歸。則無因復與寶寅相見。乃與數騎。夜奔于延明。魏以為侍中太尉。高平公。丹陽王。邑七千戶。錢云云。綜乃改名纘。字德文。追為齊東昏服斬衰。於是有司奏削爵土。絕屬籍。改其姓為悖氏。俄有詔復之。其子直為永新侯。邑千戶。同卷。武陵王紀。傳云。紀字世詢。高祖第八子也。少云云。及太清中。侯景亂。紀乃僭號於蜀。改年曰天正。云云。將軍樊猛。獲紀。及第三子圓滿。俱殺之。於硤口。時年四十六。有司奏請絕其屬籍。世祖許之。賜姓饕餮氏。要。摘。隋書。列傳。第三十五。楊玄感傳云。楊玄感云云。諸弟並具梟磔。公卿請改玄感姓為梟氏。詔可之。文甚多。不勝抄錄。纔提要。この他。南宋竟陵王誕有

罪、貶、族、為留氏、といふ。宋書竟陵王誕傳よりえうこの類唐よりいたるまで
なほあり。餘ハ數るに勝べからず。むかし天朝ゆくもかれの故事に擬し王ひ〜ぶん
かく年歴迫に降く。後鳥羽院の御宇に相似く事の多かるべし。源義経
明是、東鑑、文治二年閏七月十日條云、義経已為叛逆人者亦義経
者、與厩、三位中将殿、良経、依、為同名、被、改義行之由云云、同
年十一月五日條云、義行于今不出来云云大夫屬入道申云、義行
者、其訓能行也能隠之義也、故于今不獲之歟、如此事尤可
思字訓可憚同音依之猶可為義経之由被申摂政家同年
十一月二十九日條云、義経亦被改義顕、是悪名を賜ひ〜やあ〜べ、當時
摂政家の公子とその名同訓なるに改らるべし、又義経明の名に
出処を考るに佛書より出るやあるべる歟、維摩詰経、法供養品曰、依
於智不依識、依了義経不依不了義経、注肇曰、佛所説経自

有義肯分明盡然易了者、云云、義経の乳名を遮那王といひ、遮那
亦梵書より出るに、平治物語に拠るに義経竊に鞍馬を去て陸奥へ趣く、
十六歳のとき初東光坊阿闍梨蓮忍が弟子禅林坊阿闍梨覚日が行童
なり。一日右の経文をよくその祖考八幡殿頭殿の諱の義の字を取るあり、
熟字なれども、みづから名のるあり、然ども當時法師は憑く潛は熟字を
擇しなん。平治物語、三下、牛若奥州下向の段に深栖三郎光重参考云、源仲政子、頼政弟、
子陵助頼重云云早御元服候ケルヤ御名ハ何ト問奉レバ烏帽子親モ
ナケレバ手ヅカラ源九郎義経トコソ名乗侍ト答テ打連給テ云云に光義の
辨なれども筆の次に書出せり。

稱呼謬為罪人

本朝文粋、巻三、意見封事部、
延喜十四年四月廿八日、従四位上行式部大輔三善朝臣
清行意見封事十二箇條の第四條に給罪人伴家持越前國云
云山城國云云河内國茨田渋川両郡田五十五町以充生

徒食料に弾正曰、勸学田に議あり、この時家持卿を罪人と唱へるなり、
續紀、桓武紀に因るべし、紀に曰、延暦四年八月庚寅中
納言従三位大伴宿禰家持死略、家持天平十七年云云寶
亀十一年拜参議、歴左右大弁、尋授従三位、坐氷上川継反
事、免出為陸奥國按察使、居無幾拜中納言、春宮大夫如故
死後二十餘日、其屍未葬、大伴継人竹良等殺種継事發覚
下獄案験之事、連家持等、由是追除名、其息永主等並處流
焉、かれば當時家持父子の罪人なるは論なしかくて又残缺後紀、十三、桓
武紀曰、大同元年三月己卯、上病大漸、弥留、辛巳勅、縁延暦
四年事配流之輩、先已放還、今有所思、不論存亡、宜叙本位、
後大伴宿禰家持、従三位藤原朝臣小依従四位下、大伴宿
禰継人紀朝臣白麻呂正五位上、大伴宿禰真麻呂大伴宿

禰永主従五位下、林宿禰稲麻呂外従五位下、家持卿死後、歴二十三年、
後位、本位、かれば家持卿父子既にとの赦免の日、本位に後れしこと、延喜十四年に
至る、一百餘年を歴さるを尚罪人伴家持と貶しめる善相公千慮の一失ホ
わるべし、余嘗續日本紀及萬葉集に由り家持卿の人となりを想像るに
文華餘りあるに心術乏しかるべきなれども、當時この卿微りせば、誰か詠歌の古
風を貽し、萬葉集を今に傳へん、余その歌書を繙く毎にこれらのことを念ふに、
為に寃を雪ぐのを顧るまゝにあへば、天朝の書籍刊行のことなれば、六史ありとふとも
ゆゆく官庫に秘らるゝ、披閲に容易ならべくもあらべし、後世亦後紀のごとく久しく
烏有に属せしも近日残壁あらるるその印本得難うべし、是亦泰平の餘
澤なり、仰ぐべく驩ぶべし、

不祥の名

いふかひなきもあるべしと酷しと切りあ
村岡悪人あり、類聚國史、八十七、刑法部、桓武天皇、延暦十七年二月壬
子、朔、美濃國人、村岡連悪人、配流淡路國、以停留群盗侵犯

百姓也。この悪人も悪名を賜ひしゆゑあるべし。次ぎつゝ名のわるべきその謫罰名詮自性なるべし。保元建保の間、悪左府、悪七別當、源為朝家臣・悪右衛門督、悪源太、悪七兵衛、悪禪師などみづから如此名告るよあるべし。時人その暴悪非義を憎みて悪字を被せしと。又天正中に赤井悪右衛門ありて自稱あるべし。又按ずるに源義平の外に悪源太と呼び武士あり。江濃記に土岐氏のすを記せり。段に伯耆十郎頼藤正慶中ノ人ナリ・頼藤の弟、悪源太頼遠、數度高名比類ナシオゴリノアマリ康永比院の御所の御幸に參會狼藉シテ身を失ヒシカハ其弟周崔坊入道頼明ニ美濃の守護を給ルとあり。

取父祖片名以名子孫事

ちゝ延喜天暦の年間より。

との崩れとぞ。ちゝとも藤氏に時平、兼平、忠平、仲平のごとく兄弟とその名に。

をとゝ〳〵く平字を命ぜられ父祖の片名を取り玉ひしゆゑあるべし。平家ゆゑ貞盛繁盛

あり。をとゝも兄弟。圓融花山の比時に源氏に満仲、満季、満快、満重あり是も

亦兄弟なり。今後頼信頼義義家義親平家ゆゑ正度正衡正盛忠盛に

至りて父祖の片名を取ること恒例なり。唐山にも父祖の名を嗣と稱ずとあり。

あの土のごとくゆゑなるべし。語ハ日知録巻廿三に文多くれば載ざるなり。本書に

就て考べし。ちゝハ人どもよりの人の弟子なるその師の片名を取ておのゞ名とし。或ハ

十師の名號を受つくるなるべくハ和漢に所見なし。按ずるに文德實錄巻一・嘉

祥三年五月丙戌莊嚴清涼殿安置金光明經地藏經各一部及新造地藏菩薩一軀屈請百僧修先皇七七日御齊會

解坐之後云云是日有制為諸名神令度七十人各為名神

發願誓念其得度者皆以神字被於名首日本紀略一條院紀上・

永延元年丁亥小九月廿五日乙酉於真言院童子十五人

剃頭令受戒名字付諸社片字来廿七日可被奉佛舍利使

之故也と。浄土宗の誓字日蓮宗の日字ハ[illegible]

又押移て巫醫百工及文人墨客おのゞ各師の名號を一字ものが名に受つく

仙鶴堂梓

あるべし。

諱名之制

ことを六史より攷るふ。書紀。廿八。孝德天皇の大化二年八月癸酉の詔はんえそう。あれどもこの御字ゆゑ嚴密の制度をもうませしよりあらば。續紀。六。元明天皇の和銅七年。六月己巳。若帶日子姓。為觸國諱。成務。御諱。改因居地賜之とあるさしこれぞ名を諱のちがあるかくく桓武天皇の延曆四年。五月丁酉。續紀。卅八。平城天皇の大同元年。七月戊戌。嵯峨天皇の大同四年。九月乙巳。淳和天皇の弘仁十四年。四月壬子。平城以下。類史廿八。仁明天皇の天長十年。七月癸巳。續後紀。二。數朝その制度をつかく上の御名及先帝の御諱は觸るゝ百官の姓氏。諸國の郡縣及人民の姓名を改易ゝ也玉ひよろ。抑平城の朝。元明のちがあり。稍漢學聞しるべあるのもゝて漢法を倣ゝ也玉ひしあんとがゆゑ。仁明のゝ時は贈太政大臣。橘朝臣清友公。嵯峨天皇。皇后。橘朝臣嘉智子。父。仁明天皇。外祖父。の為は姓の橘字を諱せ玉ひしあるも。續後紀。四。承和二年。正月己巳。左京人。左馬寮權

大允。清友宿禰真岡。散位同姓魚引等賜姓笠品宿祢。非其願也。公家避太政大臣橘氏之名耳。同書。九。承和七年。十一月辛巳。勅。橘戸頓橘。橘連伴橘。連橘守橘等。六姓。與橘朝臣相涉。宜賜椿戸頓椿。椿連伴椿。連椿守椿。自餘以橘字為姓之類。亦以椿換之。これあり唐山ゆゑ名を諱よりは春秋左氏傳。桓公六年九月。その他史中多くゝそれども名は諱ども姓は觸るゝを諱とせし。況至尊その外戚の為は諱玉ひしあるは。和漢の例あるべくもあらば。現承和の朝廷は外戚を愛敬ゝまゝとの殊更あり。されば清友公の父。奈良麻呂宿祢。諸兄公の嫡子。孝謙の御宇。天平宝字元年。七月。より刑せられゝども。承和十年。八月辛未より從三位大納言を贈らる。十四年。十月丁酉より。太政大臣。正一位を贈られ。詔曰。云云。見續後紀。十三。十七。橘氏の栄爵かくしるべ後くゝも。源平藤は推あるべて高貴の四姓といひあるべし。又按るに。律。第七。賊盜律曰。凡恐喝取人財物

者ハ云云。展轉傳言而受財者皆為從坐。疏曰。假如甲遣乙景傳言於丁。恐喝取物五端。甲合徒一年半。乙景各徒一年。是云云。景ハ丙ノ唐律ヨリ景ニ作リ。世祖の諱を避らく。天朝ヨハ丙ノ字を諱べしの理なし。もろもろも當時の儒官ありん是諱ぜしく諱ヨ似ん。世ノ字ヨ代るか代ノ字をとりてもこれをよりて唐の太宗の諱歟。世民といふよりて唐朝ノ世ノ字を諱を甚しかれ。世代の論ハ東座の乗燭譚又塵添壒嚢鈔又池北偶談ヨむかし。天朝の儒官及官僧唐の文書ヨ倣ふ。世と書べきを謬く代ノ字をもて換る多かり。流俗ことヨ浸染しく今ヨ至て改めぞ。それも偏ヨ假字とるべくよと讀ば論なし。先祖代々といふ代ノ理義ヨ稱べくもあらぬ世と代とその義ありかれば家督の子。家督の孫。その父祖ヨ嗣を世といふべし。兄の跡を弟ヶ継或ハ親族の子ヶ継ぎ又他姓の代りに立を代といふ。世代の差別ハ神皇正統紀ヨ甚敢せられし外ヨ亦多くあるとなし。今ヨ至りてハ俗ヨ從んヶ勿

論れども。是をもてそのあれ。江家次第。巻十七。親王宣旨事條下云。勘申御名事。云云。二字不偏諱及唐偏諱抄云。世代民人依近太宗諱也。とぞ。異朝の沙汰ありし國人の世ノ字ヨ換るヨ代をもてあるべし。こゝも亦諱ぜしく諱といふヨ近かべし。

手兒名ハ萬葉集第六山部赤人の歌。第九高橋連虫麻呂ヶ歌ヨ見れる勝壮鹿郡名。即ち葛飾也。真々又作間。即ち継也。の一女子。前輩の説ヨ手児名ハ東國の方言女子をいふ。證文なし。按ずるヨ手児名ハその女子ノ名なべし。類聚國史。百九十四。職官部。弘仁五年正月丁卯の叙位ヨ吉弥侯部豆僅奈といふ者。えとう。古と僅と通ず。かれば手児名豆僅名ハ同名とするヨ近し。愚按かくの如くあれども。その義ハいまだ詳ならず。考べし。

戰國武士悠取官名事

こゝ人のもてるかぐ。就中甚しとなす。新編東國記巻二。曰。葦名盛隆。其家臣保土原江南ヶ嫡子何某十六歳ニテ武功アリシカバ。大和守ト名ツク。翌年又比類ナキ働アリ

ニカバ。山城守ト稱セラルコノ保土原ハ。天正十年。人取橋ノ合戰ニ。宍戸ノ家臣。濱尾十郎ニ討ル。保土原濱尾。共ニ十八歳ナリ。トゝ。受領を改名ところ。ゆゑ。戰國の武士ハ。僧上。ゆゑ。一ハ。又よく似る。東國太平記。ところ。篠塚伊賀守。栗生美濃守ハ。新田の勇臣。栗生篠塚ハ。子孫ゆゑ。栗生美濃守ハ。初蒲生氏郷ニ仕ル。姓名。寺村半左衛門。天正十五年。四月朔日。筑前國岩石の城攻られ。死。坂小平（後改名蒲生源左衛門成郷）と共ニ。城の一番乘。ところ。栗生美濃守と改名。と同書（巻五）ニ。ゆゑ。推セバ。後の篠塚伊賀守も。昔ハ篠塚ハ。子孫ゆゑ。只。その武勇を慕。ゆゑ。如此名告。ゆゑ。昔漢の司馬相如ハ。藺相如ハ。人。を景慕。相如と名。ハ。この類の名。和漢ニ多くあれども。所縁あるもの。漫ニ古人の姓氏を冒。その官名。受継。ハ。戰國。衰。の俗。この後。技藝未熟。名。

ある。由。緣。古人の姓名を冒。或ハ古人の名。跡。をたぐ。栗生篠塚ハ。亞流。よ。その技上達。とも。道の。祖。以下係于稱謂 殿 と稱。ハ。摂政家ニ限ル。ところ。れども。僧。良賤相呼。と。今も昔。ハ。様と唱。ハ。專殿と呼。ヒ王。ところ。愚管鈔（巻四）ニ云。昔ハ至尊。その亡臣を愛顧。大夫殿。ハ。ヒ。身。ハ。運。ハ。仰。ハ。必。殿。字。つけ。仰。ハ。ハ。ヒ王。ハ。後朱雀院。病。ヒ王。ハ。後冷泉院。御讓位。能信。執。ハ。後三條院。春宮。ハ。後三條院。能信卿（御堂関白道長公第二の女。予正二位權大納言。）白河院ハ。後三條院の御子。御母ハ。贈皇太后茂子。顧交武ハ日知錄（巻四）ニ。人君稱大夫。字。（巻廿三）ニ。人主呼人臣。字。ホの考証あり。亦考べし。

大樹ハ。鎌倉及京都將軍を稱。ハ。大樹ハ後漢の馮異ハ故事。馮異傳ニ曰。秀光武。部分吏卒各隷諸

軍士皆言願屬大樹將軍大樹將軍偏將偏將ハ小將也・馮異也為人謙退不伐敕吏士非交戰受敵常行諸營之後每所止舍諸將並論功異常獨屏大樹下故軍中號曰大樹將軍云云馮異ハ偏將ナリ鎌倉京都の將軍ハ連帥ヘ漢朝偏將の號をもて我連帥よおいもるもそいりもそ讀書の人宜くこれを知るべし但そのもハあれどかなそ號の相似るあり大柱直もとそ書紀推古紀曰二十八年冬十月以砂礫菁檜限陵上則域外積土成山仍毎氏科之建大柱於土山時俊漢坂上直樹柱勝之大高故時人號之曰大柱直又一介相似る號あり清の張廷玉が所云木下人足ヘ明史日本傳曰信長偶出獵過一人臥樹下驚起衝突執而結之自言為平秀吉薩摩州之人奴雄健蹻捷有口辯信長悅之令牧馬名曰木下人云云謬傳ハ係るといへども大樹將ハ良匹なるべし○事ハ錯誤しつ

まろづ誇貌なるを ヲコノモノ と自他の不然をヲコガマシといふハ常語なれども此詛をいふの罕なり今昔物語巻十二第六條古今著聞集巻之八管絃部及下學集能藝門なり

嗚呼者と書くハ書言字考人倫部ハ西京賦を引く徑廷者と書くハ和訓類林遠部ハ徑廷文選遠已戴ガ部ハ心訓始テ見于此とあり按るに文選賦類張衡西京賦曰望寄傳以徑廷耿不知其所反とあり是なり徑廷ハ嗚呼の義なり京人和訓を推當るべきなれども是ハ猶可なり呂氏春秋安死篇なる徑庭安死篇曰魯季孫有喪孔子往吊之入門而左之從客也主人以璠璠之敝也雖然以敝過也徑庭歷級而上曰以室玉收斂璧之猶暴骸中原也徑庭歷級非礼也ヲコカマシとそもとくかべし暴ハ偶好古日錄を閲せしに引老学菴筆記云蜀人見人物之可許者則曰嗚呼可鄙者則曰噫嘻嗚呼ノ者此間ノ書ニ古来ヨリ散見ス俗言ハイキスギ者ト云ハ噫嘻過ナラムカ見下之巻とあるハ不及の義なるハ往過なるべし嗚呼も亦是とそ云ふ按るに三代實録陽成紀曰元慶四年秋七月廿九日辛酉

仙鶴堂梓

噉人國。墨子節葬下ニ作ル輆沐國ニ魯問篇ニ作ル啖人之國ニ

御仁壽殿覽相撲左右近衛府云云右近衛内藏富繼長尾
米繼善散樂令人大咲所謂鴻許人近之矣ヲコノモノをゝくあるよ
りかく鴻滸と書より烏滸ハ地の名也後漢書列傳第七十六南蠻傳曰交
阯之西有噉人國生首子輙解而食之謂之宜弟味旨則以
遺其君君喜而賞其父取妻美則讓其兄今烏滸人是也と
あり便是ヲコノモノの本文にこの土にてヲコノモノハ蠻夷の愚惡に譬喩せし
のに蜀人の嗚呼とおなじかりしをその嗚呼と書るハ假借なり。

第三十八事 宋陳彭年綽號

今ノ俗妻妾の家政に專なるを譏りて或ハ妲己とよび或ハ九尾狐とよぶことに似
たることはやく唐山にあり宋元通鑑宋真宗紀曰天禧元年二月陳彭年
卒彭年ハ敏給強記好儀制沿革刑名之學然性奸謟時ニ號九
尾狐是なりさてこの九尾狐に二種あり山海經ニ大荒東經曰大荒中云

云有青丘之國有狐九尾傳ニ太平則出而為瑞也白虎通ニ封禪論曰狐九
尾何狐死首丘不忘本也明安不忘危也必九尾者也九妃
得其所子孫繁息也於尾者何後當盛也文選論類ニ王褒四子
講德論曰昔文王應九尾狐而東夷歸周武王獲白魚而諸
侯同辭とよびし九尾狐ハ並に瑞獸也山海經ニ南山經又曰青丘之
山云云有獸焉其狀如狐而九尾傳ニ即九尾狐也其音如嬰兒能食
人食者不蠱噉其肉令人不逢妖邪之氣或曰蠱ハ毒同書ニ東山經又曰鳧麗山云
云有獸焉其狀如狐而九尾九首虎爪名曰蠪姪龍音蛭音其音
如嬰兒是食人とよびし九尾狐ハ並に惡獸あり宋朝の人當時陳彭年を
譬喩せしもこれらの狐なるへし又國俗の所云九尾狐ハ三國惡狐傳一名三國妖婦傳
てふ草子物語よりおこり彼惡狐傳ハ原本何人の作なるをしらずちかきころまで寫本
にて行はれしを能樂なる殺生石に今ハ何をもつてしるべし天竺にてハ斑足太子が塚の

仙鶴堂梓

神。大唐ゆくい幽王の后褒姒と現じ、我朝ゆくも鳥羽院の玉藻前とあらわれて、皆当時の人を惑わす。かれども、この物語の作者は始めて謡曲の作者なり。

と謡ひて、父母なくして、次第なくして作りなすべし。下学集、態藝門 犬追物之下云、昔何とかなるべし。

西域有斑足王、其夫人悪虐過人、勸王取千人之首、其後出生支那國為周幽王后、其名曰褒姒、滅國惑人、死後出生于日本、近衛院御宇、弾玉藻前、傷人無極、後化成白狐害人、惟多時俗欲驅之、先射走犬以試、其射騎白狐知之、化而成石、飛禽走獸當其殺氣者莫不立斃、故謂之殺生石、于今在下野那須原也、犬追物始于茲矣、但聽之古老之口號、雖不知本説、且載之而已、とぞ。下学集、文安元年編集、この東鑑彼納不知何人の自序なり。文安元年ヨリ至文政二年ニ、無慮三百七十三年。この時既に故老の口碑に因るとぞ。この物語のゆりなるを推知べし。又鎌倉志巻四に載られし海蔵寺弾琴谷山の閑山源翁禪師傳にも、康治帝即チ近衛院の寵妃玉藻前とあらわれたり。皆当時の小説を取りて、或説に玉藻前の物語は時の人、美福門院講ハ得子・鳥羽院皇后を譏りまうさんとてのなんなり。近衛院の寵妃玉藻前とあらわれたるは、作りなすとぞ。

何ぞ本つくらんや。保元の内乱は、女謁内奏より起りしなり。彼門院を傾けまうしたるは、当時もさることありけれども、三国悪狐傳は、おくく後人のなす成りたるものなり。ゆくく傳へ、草子物語はあれども、下学集及能樂殺生石なり。斑足太子のすは、仁王経より知るべし。佛説仁王護國般若波羅蜜経、護國品第五曰、尒時佛告大王、中略。昔有天羅國有一太子、欲登王位、一名斑足太子、為外道羅陀師受教、應取千王頭、以祭塚神、自登其位、已得九百九十九王、少一王、即北行萬里、即得一王、名曰普明王、其普明王白斑足王言、願聽一日飯食沙門頂禮三寶、其斑足王許之、一日時普明王即依

過去七佛、法請百法師、數百高座、一日二時講説般若波羅蜜、八千億偈、竟其第一法師、為普明王説偈言云云、尒時法師説此偈已時、普明王眷屬得法眼、空王自證得虚空等定、聞法悟解、還至天羅國、斑足王所、衆中即告九百九十九王言、就命時到、人人皆應誦過去七佛、仁王問般若波羅蜜中偈句、時斑足王問諸王言、皆誦何法、時普明王即以上偈答王、王聞是法、得空三昧、九百九十九王亦聞法、已皆證二空門、定時斑足王極大歡喜、告諸王言、我為外道邪師所誤、非君等過、汝可還本國、各各請法師講説般若波羅蜜、名味句、時斑足王以國付弟、出家為道、證無生法忍、如十王地中説、九千國王常誦是經、現世生報、大王十六大國王、脩護國之法、法應如是、とぞ、この經文中は狐妖のものはあり、褒姒は、史記四巻、

周本紀よりそうの人のものなり、且文多くは載せず、褒姒は周、厲王の時、櫝に藏る神、龍の漦を發れしよりの神、龍の精液也、漦化して玄黿となりて王宮に童女これを遭く孕妊その子は即褒姒なりとやうごとのもの國語十六、鄭語より出るなり、太史公取らく、史記は収めらう、顛末かの如くあり、物語あればなり、玉藻、前の物語の作者、國語及史記なる褒姒と、仁王經なる斑足王のものを撮合して、狐妖の怪談成るなり、この物語なる周の褒姒を殷の妲己より作りかえしは、後人の所為なりく、通俗武王軍談より緣まるべし、原彼武王軍談は、武王克殷王天下、あぐのものそ、封神演義の譯文なり、鍾伯敬が批評せし、封神演義は全部十六巻、題目九十九回、紂王女媧宮進香とのより起りて、周天子分封列國とのより盡、康熙乙亥、午月、長洲褚人穫學稼、跋四ゲ序、雪堂、この演義小説は、九尾の狐形を變じく妲己よりとふるを面目なく、作設らう、妲己ぐるは、史記巻三、殷本紀はんえ、ものもとも狐妖のものなりなり、唯王褒が四子講德論は、文王應九尾狐、而

東夷歸周とあり。この瑞獸をもつて彼惡狐（前に引る山海經の文考べし）を作りかへ周文の祥瑞を
般紂の妖孽とせり。一部の怪談成るべし。通俗武王軍談の原本、亦是
一本ニ譬バ水滸傳と金瓶梅の如しそもそもまれかくまと國俗の口碑に傳へ玉藻前の
怪談と彼封神演義と新舊先後ありとも、その作意和漢暗合せり後人武王軍
談に緣りて褒姒を妲己に作りかへしかの九尾狐のごとし。前拔燕石雜
志にはしば疎漏にして寔に無益の辯あまたあれども童子の夜話を資んとてかくのごく
あるに考正は好事の癖なり。

第三十一 人事

久米仙（吉野山賽仙附）

久米仙は布を浣ふ女子の素脛をちらくと墮落せりとあるいとあるべき小說なり。
先管見を集錄せ。扶桑略記（醍醐天皇之卷）曰。昌泰四年辛酉八月云
云。天台山沙門陽勝於大和國吉野郡堂原寺邊飛行空中
元是云云。古老相傳本朝往年有三人仙所謂大伴仙安曇

仙久米仙也。但久米仙飛後更落其造精舍在大和國高市
郡奉鑄丈六金銅藥師佛像并日光月光像堂宇皆亡佛像
猶坐曠野之中久米寺是也。今昔物語（巻廿四第五條）云。今をむかし
何ものとかは帝大和國高市郡に造營せるに國内の夫を催しそのの
役に夫ものの中に仙人ありとよぶものあり。行支官の輩あり
汝は何ものぞと問へば仙人とぞ答へ云ふ。久米とぞ
さぬの年當國吉野郡龍門寺にのぼりて法を行ひて空に飛ぶ
吉野川のほとりを行くに女の美なる裾をかゝげて衣を洗ふを見るに脛
白くあらはなるを見て女の前に來りぬ。則その女を妻として今は昔
ありしと。仙人とぞ答へ。行支官ホこれを聞くに久米と云ふ人の
時の行法定めて貴きなるべしと思ひて祈りて飛
やはかと思へば久米とぞ云ふ云云若やと祈りあるに行支官空に

をこのゆとハせんあぐ〻さまあるべ。極めてくきまつとかりゑんとこらふ。その後久米仙の
道場よりうま食をこもく七日七夜祈るよ日とゆあるべ。俄ま空ゆりくく雷雨
ふるぶ〻しきてくあり。空ゆれうそ。その時まえまばそこぐくの材木南の山邊の
杣より空を飛く造営の所まあつあり。行支官云云 元亨釈書巻十八 神仙五 曰。
久米仙者、和州上郡人入深山學仙法食松葉服薜荔一豆
騰空飛過故里會婦人以足踏浣衣其脛甚白忽生染心即
時墜落漸喫煙火後塵寰然郷黨契券當署其名皆書前仙
某今舊券之中往往猶有手澤悉然以下文同扶桑略記 後のゆれよ又
久米仙のゆをとるもあるべ。ゆ〻ゆれば省略。右よりの三仙大伴安曇久米ハ
各その姓氏あり。久米氏ハ朝臣臣直の三姓あり。新撰姓氏録巻四。久米朝
臣武内宿禰孫稲目宿祢之後也巻七。久米臣抑本同祖天
足彦國押人命五世孫大難波命之後也巻十四。久米直神

竈命八世孫味日命之後也今按天武紀有天来目部来目ハ與久米同和名鈔國郡部大和國高市
郡の郷名ゆ久米あり。久米仙ハこの地名よりて名つけゆんをの人のよべるべ。ばれあの虚空を飛しし浣婦の
素脛をうをく墮落せしとゆハ古俗の寓言あり何とあれバこの小説ハ萬葉集ゆる久米
禪師よりいで来もて。萬葉集第二。久米禪師姉石川郎女時歌五首。
水薦苅信濃乃真弓吾引者宇真人佐備而不言常將言可聞 禪師
三薦苅信濃乃真弓不引為而弦作留行事乎知跡言莫君二 郎女
梓弓引者隨意依目友後心乎知勝奴鴨 郎女
梓弓都良緒取波氣引人者後心乎知人曽引 禪師
東人之荷向篋乃荷之緒尓毛妹情爾乗爾家留香聞 禪師
あゆ久米禪師とあるを。久米仙ゆ作りもの。石川郎女とあるよりて布を浣ハ婦人と
ゆり。又その禪師を仙ゆせしハ。大唐西域記巻五。羯若鞠闍國條下云。人
長壽時其王歸梵授時有仙人居菟伽河側捜神入定經數

萬歳一日出定寓月河濱遊觀林薄見王諸女相促嬉戯欲界愛起染著心生詣華宮云云文甚多提要以録焉同書巻二健駅羅國條下亦云昔獨角仙人為婬女誘亂退失神通婬女駕其肩而還城邑此他梵書仙人墮落婬女者多有吉野川の壁ハ萬葉集第十ノ竹取翁逢九箇神女贖近狎之罪歌云云とあるよりく竹取物語を作為せるが如し昔人曉らべ受く筆を載るを雅俗于今口實とす一書説大和國来目邑有芋洗芝昔久米仙見女洗衣之處也とゝり芋洗五てふ地名ハ諸國よりあり奚来目邑ハ限るべからず訛ハ因く訛を傳るのゝ土俗の臆説かくる多カリ諸傑の樂師寺の沙門景戒日本靈異記ハ久米仙のゝ

亦この物語ハ萬葉集世ハ流布セ一後ハ作為を考べし景戒ハ孝謙天皇の朝の僧なり和漢靈異記下巻第十一ハ當帝姫阿倍天皇代云云とあるゝ故ハ神護景雲より寶後の人なるべし如くあるゝ何とあれバ穆天子傳漢武神仙のゝ誣べからざるゝ物ハ考ゝ

内傳ハ西王母ハ神女之穆天子傳曰吉日甲子天子賓于西王母執玄圭白璧以見西王母獻錦組百純紺三百純西王母再拜受之乙卯天子觴西王母于瑶池之上西王母為天子謠曰云云漢武内傳曰七月七日上承華殿齋忽有青鳥從西方來集殿前上問東方朔朔曰此西王母欲

来也有頃王母至乘紫雲之輦駕五色班龍上殿自設精饌以柈盛桃七枚帝食之甘美帝云云王母曰此桃三千年一結實又南窓下有人窺看帝驚問何人王母曰是我隣家小兒東方朔性多滑稽曾三来偷桃子此子昔為太上仙官但務游戯太上謫降使在人間亟提要画者ハ因てその像を画くゝ嬋娟ゝる一婦人のぐるハ歟唯是のゝ明の王世貞が列仙全傳の

亦ハ載く神仙の巨擘とせり列仙全傳第一巻西王母為第三位老子木公在其上考べし山海經西山經曰崑崙之丘云云又西三百五十里曰玉山是西王母所居也西王母其狀如人豹尾虎齒而善嘯蓬髮載勝是司天之厲及五殘厲災厲也殘殺之氣也大荒西經亦云炎火之山云云有人載勝虎齒豹尾穴處名曰西王母ハ西王母ハ毛屬ゝ又西王母ハ國名之爾雅釋地云觚竹北ノ西王母日下謂之四荒註皆四方昏荒之國次曰極著壁ハ梁の任昉が述異記上巻ゝる鬼姑神述異記曰南海小厦山中有鬼母能産天地怒一産十鬼朝産之夕食之今蒼梧有鬼姑神是虎頭龍足蟒目蛟眉分注云蟒蛇目圓蛟眉連生解云此與義楚六帖所云鬼子母神一名訶利帝母神相似説類巻六ノ癸辛雜識外集亦載てゝる邑宜以西南丹諸蠻中穹崖絶谷ゝる獸埜婆摘南谿が西遊記巻ゝる日向國飫肥領

なり。山谷中の山婦（以上二書ハ後ニ記載ス拙著小説中ニ今不復贅セ）と相似たり。西王母もしかくれなバ此者なるべし。神
仙ハ羨むに足らざれど、宜なり劉向が列仙傳に西王母の事あり。（劉向列仙傳二巻、赤松子ヨリ至ル玄俗ニ總ベテ七十仙。）爰に亦
一奇談あり。ちかき比、大和十津川の邊なる樵夫が木を伐るとて山ふかく分け入りて日も
暮る程に一日羅刹の如き者の邊に来たれり。樵夫これを見て、あやしとおそれざるハなし。
されど中に心ざし雄々しき壮佼両三人、斧を把りて前立てよりなバ撃んとおもひ定めたりしに、
此異人ハこれを抗聲を發して、怪むべからず、あやしむべからず、吾も亦人なり、些ばかりも恐るゝ事なかれと、
人語の響を聞きて、覗き見れバ、鬚玉のごとく禁あへず近つくを見れバ頭ハ蓬を索して、
長鬚ハ白く黄なる面ハ画る夜叉の如く、眼ハ長庚の如くかゞやきて、腰にハ獣皮
をまとへり。視も熟ぬ物をかゝくして着たり。實に怪有の癖者なれども人を害ん
とするにハあらざりけりと思量るに、皆衛に心おちゐて、その来つるよしを問へバ、答て云これ頃日
塩を用盡せしにより各位に乞んとて来つるなりと云。樵夫等いと易き事なれど、餘りあるに
わかねども持て来つる塩をとらせん。塩ハ何のためにもちゆるや。抑汝ハ何なるぞと問てありしに

近つけ。吾ハ元来熊野なる山里のものなり。年十八のころまでに、父母ハさらなり親類皆死果て、
ひとりさまよふに、不圖山中にわけ入りて遂に故郷に還らず。かくて幾らの年を歴たらん。
何を食にせしやと問へバ、鳥けだもの鹿猪を獲るに随ひて食ひつゝ、今まで存命
ありしが、只塩氣を嘗ざれバ露命を繋ぎかたからんとて、折々用竭せバ斯の如く
人の山に入るをまちうけて之を乞ふのみ。凡杣木樵るもの山に入るときハ山に日數を經る
ものなれバ、おのおの貯ふる塩糟ありて、之を些つゝ集るに二合あまりに及べる塩を紙に捻りて
とらせければ、歡び氣色にあらはれて、謝することを大かたならず。初めおそれたるものもやゝ與
あつまりておのおの汝さまぞうの塩を獲ていつまでに嘗盡すぞと問に、四五十年ハあらんと
答ふ。そが中にあるものありて、汝がちいさく山に入りしハいつの時ぞ、年號ハ何と
いひし。審に告よといへバ、年暦時日ハ忘れたり。只嘉吉と称し、文安といふ号ありしを
聞たれども、それも夢の如しと答ふ。されバその比ハ世間騒しく、當國もまた
戦ひありし。如此くのものハ笑も語る状箇様に叮嚀なるまで

ぬるよ山より入りしより、里へ出でゝ人間の事、ものゝ形を以て、現無智文盲のこれ
なるべし。應答をもべく定めなるべし。只塩を乞得しものゝ歓ぶ外は、事の形なく、又山ふく
走り去る。事ハ壬申の年なり、大和某領の教導荒井學士、公廉、教導の為
同國の村落を巡りし日、彼異人を邂逅せし樵夫なれを、浪華の一友人
又荒井氏なるものゝ物語なり。年の十一月、余が為に、此事は古人の筆に載せる
地仙なるものゝ類に過ざるべし。巖居水飲禽獸と倶にして、幾百年を歴
しなるも、亦何の益あらむ。吾兄羅文、瀧澤興育、俗稱臺右衛門、號東岡
十年、戊午、八月十二日、後、時年四十八、葬于江井寺、其所著、閑居隨筆、未脱稿、寛政
戸小石川、茗荷谷、清水山深光寺、先塋之側、遺稿曰、娶妻無
後者、生涯此同、獨居學仙、入山者、未死如不紀鬼、又曰、老而
不足談、故依之造壽冨而不能施人是以有錢、この言や味ひあり、
前に録せし奇譚なるべし。唐やく神仙の説を破らむ。

玄同放言巻之三上 終

東京帝国大学蔵書